

## 市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

豊後大野市長 様  令和 年 月 日 提出	申請者	所在地	〒      ー	特別徴収義務者 指 定 番 号						
		名 称		法人番号又は 個 人 番 号						
		代 表 者		担当者	係					
					氏名					
				TEL	-	-				
豊後大野市税条例第46条の2の規定により特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。										
特例の適用を受けようとする特別徴収税額				年      月以後の特別徴収税額      円						
① 申請の日前6月間の月別の給与の支払いを受けた者の人数及び各月の支払金額、並びに臨時に雇用している者がある場合にはその者に係るこれらの内訳				区分	給与の支払を受けた人員	左 記 の 給 与 支 払 金 額				
				年 月	(      ) 内はそのうち 臨 時 雇 用 者 数	(      ) 内はそのうち臨時雇用者の支払金額				
				年      月	(      ) 人	(      ) 円				
				年      月	(      ) 人	(      ) 円				
				年      月	(      ) 人	(      ) 円				
				年      月	(      ) 人	(      ) 円				
				年      月	(      ) 人	(      ) 円				
				年      月	(      ) 人	(      ) 円				
② 現に市税の滞納があり又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてはそれがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細										
③ 申請の日以前1年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合は、その年月日				令和 年 月 日						

## 申請についての注意事項

### 1 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例

- ア この特例は、給与の支払を受ける人の人数が常時10人未満である特別徴収義務者が適用を受けることができます。
- イ アに該当する特別徴収義務者が、この特例の適用を受けようとするときは、市長に申請しその承認を受けなければなりません。
- ウ この特例の承認を受けた場合は、6月から翌年5月まで毎月それぞれ翌月10日まで納入する市・県民税特別徴収税額を、6月から11月までの分を12月10日までに、また12月から5月までの分を6月10日までに納入することができます。
- エ 納期の特例の承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける人が常時10人以上となった場合は、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。

### ※ 注 意

市税の滞納や著しい納付若しくは納入の遅延があるときは、この特例の適用を受けられないことがあります。

また、この承認を受けてから、滞納したり納入が遅れたりしますと承認を取り消されることがあります。

### 2 申請書の書き方

- ア 「特別徴収義務者指定番号」の欄  
市・県民税特別徴収義務者の指定番号を記入して下さい。
- イ 「申請者」の欄  
個人場合は住所及び氏名を、法人等である場合は所在地及び名称並びに代表者氏名を記入の上、押印して下さい。  
給与の支払の関係で支店又は出張所が二ヶ所以上あり、それぞれ特別徴収義務者として指定を受けている場合は、義務者ごとに申請して下さい。
- ウ ①の欄  
申請日の前6ヶ月間の各月末の人員と、各月の給与の金額（賞与等臨時の給与額を含む）をそれぞれ記入して下さい。この場合において、臨時の勤務者がある場合には、「臨時に雇用した者」欄に人数、及び支払金額をそれぞれ記入して下さい。
- エ ②と③の欄  
該当するときだけ記入して下さい。

### 3 新年度より申請される場合（参考）

税額決定の関係がありますので、お手数ですが4月頃に提出をお願いいたします。